

Ⅱ-32. 時間外超過の設定

概要

残業時間や休出時間などの項目毎に時間外超過を設定します。

画面説明

《時間外超過の設定 画面イメージ》

日通 太郎 時間外超過の設定

登録

1 <時間外超過の設定>

2 超過計算方法 ☒ 時系列 ☐ 集計後に判断

3 60H超休換算時間 丸め時間: 1 分 端数: 切り上げ

60H超休発生単位 1:00

60H超休について

4 <60H超休の設定>

5 ※割増率異なる場合は枠を分けて設定

割増率	項目選択	項目	積上	45H		60H		0:00		0:00		0:00	
				45:00	以上	60:00	以上	0:00	以上	0:00	以上	0:00	以上
125%	項目選択	普通残業、早出残業、遅刻増合	1	0	%	25	%	0	%	0	%	0	%
135%	項目選択	法定内休出、休出時間5、休出時間	2	0	%	15	%	0	%	0	%	0	%
	項目選択		3	0	%	0	%	0	%	0	%	0	%
	項目選択	休出時間9	4	0	%	0	%	0	%	0	%	0	%
	項目選択		5	0	%	0	%	0	%	0	%	0	%
	項目選択		6	0	%	0	%	0	%	0	%	0	%
	項目選択		7	0	%	0	%	0	%	0	%	0	%
	項目選択		8	0	%	0	%	0	%	0	%	0	%
	項目選択		9	0	%	0	%	0	%	0	%	0	%
	項目選択		10	0	%	0	%	0	%	0	%	0	%

6 7

8 <1日の基準時間未満の扱い>

☒ 1日の基準時間未満の残業は時間外超過対象から自動的に除く

自動的に除く対象項目: 項目選択 早出残業

9 <1週間の基準時間未満の扱い>

☒ 1週間の基準時間未満の休日出勤は時間外超過対象から自動的に除く

☐ フレックス勤務を対象とする

自動的に除く対象項目: 項目選択

法定内残業の対象項目: 項目選択

10 ☒ 年休等による就業時間加算分を除いて基準未満の残業、休出時間を求める

11 ☒ 勤務種類が法内休出の休出時間は時間外超過対象から自動的に除く

《時間外超過の設定 項目説明》

- (1) 超過計算方法
- ①時系列 : 内訳を時系列で計算します。
- ②集計後に判断 : 月別集計を行った後に積上順で指定されている項目の順番に集計します。
詳細は運用マニュアルを参照してください。
- (2) 60H超休換算時間
- 2010年4月度の法改正では「60時間を超えた時間外時間に対して150%で支払う事」とあります。
現在の割増率が125%であれば25%と入力してください。
- ①丸め時間 : 60H超休換算時間の丸め単位時間を選択します。
1分、5分、6分、10分、15分、20分、30分、60分のいずれかを選択してください。

- ②端数 : 60H超休換算時間の丸め区分を設定します。切り捨て、切り上げのいずれかを選択してください。
- (3) 60H超休発生単位 時間外超過を発生させる単位時間を入力します。60H超休換算時間がこの時間を満たすと60H超休が発生します。
60H超休発生単位に満たなかった時間は月別実績の60H超休の精算時間に計上されます。給与支払いの時に利用してください。
- (4) 超過時間 時間外超過の基準となる時間を設定します。
- (5) 対象項目設定 時間外超過内訳の各対象を設定します。
- (6) 積上順 内訳を求める際の積み上げ順位を選択します。
超過計算方法で時系列が指定されていても、1日に割増の異なる項目がある場合に、積上順が関係します。
- (7) 割増率 時間外超過時間を発生させる場合に時間外超過時間として扱う割増率を超過時間/対象項目毎に設定します。

〈基準時間未満の設定〉

※超過計算方法で時系列を選択時のみ設定を行います。

※ここでの設定は、日別実績・月別実績の就業時間・残業時間・休出時間・週割増時間・月割増時間等の時間に影響を与えません。時間外超過時間計算のみに影響します。

- (8) 1日の基準時間未満の残業時間の扱い
1日の基準時間未満の残業を時間外超過対象から自動的に除く場合にチェックをつけます。
時間外超過対象から自動的に除く対象を選択します。

※個人情報の勤務区分が「通常勤務」「変形労働時間勤務」の社員のみが対象となり、「フレックス勤務」は対象外です。
- (9) 1週間の基準時間未満の休日出勤時間の扱い
1週間の基準時間未満の休日出勤を時間外超過対象から自動的に除く場合はチェックをつけ、その対象項目を選択してください。
☐ フレックス勤務を対象とする
休日出勤時間をフレックスの対象時間として扱いたい場合にチェックをつけてください。

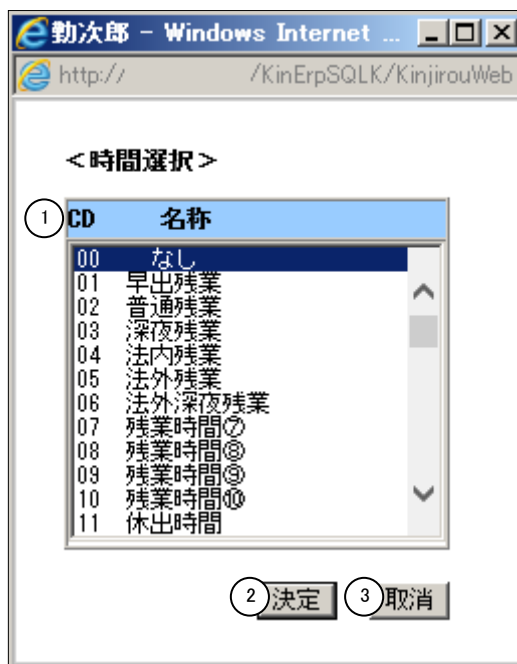
①自動的に除く対象項目
時間外超過対象から自動的に除く対象を選択します。
②法定内残業の対象項目
基準時間に含める法定内残業時間の対象項目を選択します。

※複数月の変形労働の場合は、設定を変更した月以降が変更後の設定で計算された結果となり、変更した月より前の月には適用されません。
- (10) 年休等による就業時間加算分を除いて基準未満の残業・休出時間を求める
年休等で就業時間加算分を除いて基準未満の残業・休出時間を求めたい場合はチェックをつけます。

[トップページへ戻る](#)

- (11) 勤務種類が法内休出の休出時間は時間外超過対象から自動的に除く
勤務種類が法内休出の休出時間で時間外超過対象から自動的に除きたい場合はチェックをつけます。

《時間選択ダイアログ 画面イメージ》



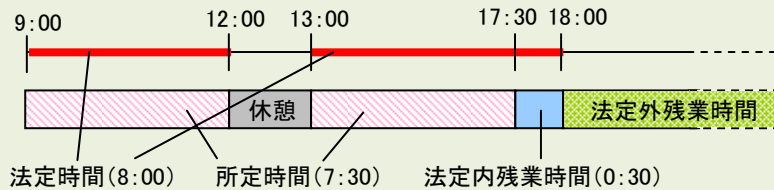
《時間選択ダイアログ 項目説明》

- | | |
|------------|---------------------|
| (1) 時間項目一覧 | 割増時間項目の一覧を表示します。 |
| (2) 決定 | 選択された情報を決定し画面を閉じます。 |
| (3) 取消 | 画面を閉じます。 |

POINT

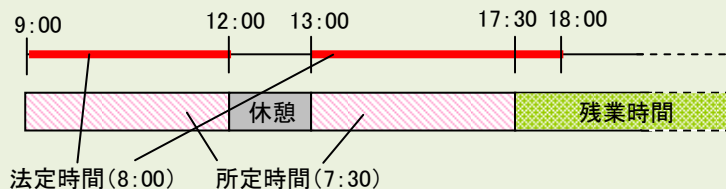
【1日の基準時間未満の残業時間の扱いについて】

例えば、1日の所定時間が7:30の場合、法定の8:00との間の0:30の残業は法定内である為、時間外時間として扱う必要はありません。



上記の設定の場合、法内残業時間は時間外時間として扱う必要がない為、時間外超過対象項目に設定する必要はありません。

「1日の基準時間未満の残業は時間外超過対象から自動的に除く」という設定は、法内残業時間と法外残業時間をまとめて計算及び入力しているケースの場合に利用します。



上記の設定では、法内と法外の残業時間がまとめて集計されますが、「1日の基準時間未満の残業は時間外超過対象から自動的に除く」という設定を利用することで自動的に時間外超過対象と時間外超過対象外を分けて計算を行います。

また、その時に自動的に時間外超過対象・対象外を判断する残業時間を「自動的に除く対象項目」にて選択します。

前述の設定で、9:00～22:00の勤務を行った場合、
残業時間 4:30

ただし、

時間外超過対象 … 4:00

時間外超過対象外 … 0:30

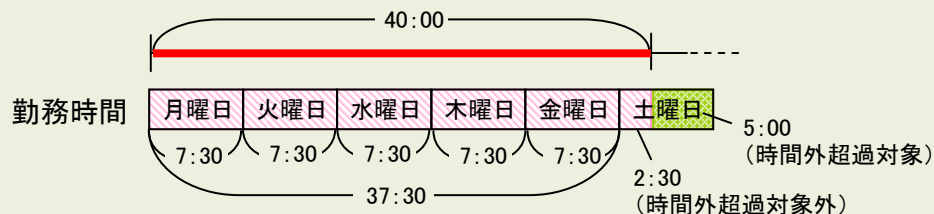
と自動的に判断します。

[トップページへ戻る](#)

POINT

【1週間の基準時間未満の休日出勤時間の扱いについて】

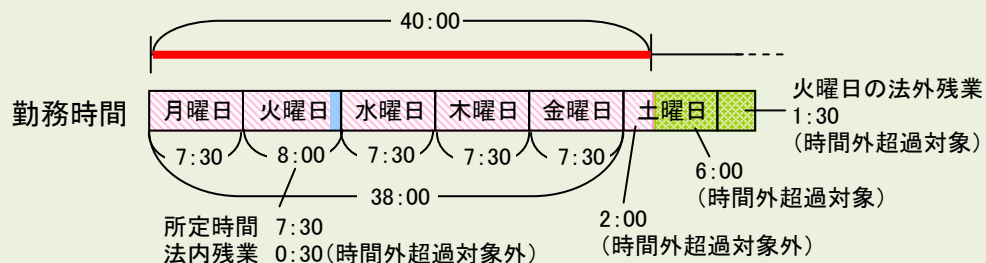
例1) 1日の所定時間が7:30の場合、月曜日～金曜日までに37:30勤務し、土曜日（法定外休出）に休日出勤で7:30勤務した場合、週40時間未満の2:30は時間外時間として扱う必要はありません。



「1週間の基準時間未満の休日出勤は時間外超過対象から自動的に除く」という設定は、土曜日を出勤として勤務している場合には利用する必要はありませんが、休日出勤として管理した上で、時間外超過計算のみは時間外超過対象外としたいという場合に利用します。

また、その時に自動的に時間外超過対象・対象外を判断する休出時間を「自動的に除く対象項目」にて選択します。ただし、1日の基準時間を超える休日出勤は時間外超過対象外にはなりません。つまり、9:00の休出をした場合に、8:00は自動的に判断される対象となりますが、1:00は無条件に時間外超過対象となります。

例2) 例1と同様に勤務し、火曜日に0:30の法内残業、1:30の法外残業をしている場合。



上記のケースにて、火曜日の法内残業時間は1日8:00以内の残業時間となります。

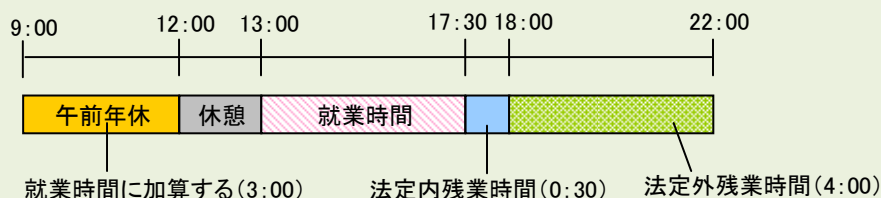
その為、1週間40:00を超えるかどうかの計算では計算の対象となります。火曜日の法内残業に当たる時間を「法定内残業の対象項目」にて選択する必要があります。

[トップページへ戻る](#)

POINT

【年休等による就業時間加算分を除いて基準未満の残業・休出時間を求める場合について】

例えば、午前中を半日年休でお休みし、午後勤務は残業時間帯まで勤務した場合に残業分の割増を支払っているとします。



この場合、実働（半休分を含まない時間）が8:00以内であれば時間外時間とする必要がない為、たとえ年休分を就業時間に加算している場合でもその時間を除いて基準時間内の時間を求め、「1日の基準時間未満の残業は時間外超過対象から自動的に除く」「1週間の基準時間未満の休日出勤は時間外超過対象から自動的に除く」の動作を行います。

この場合、午前の3:00は実働時間には含まれてない為、
 残業時間(4:00) → 時間外超過対象外 … 3:00
 時間外超過対象 … 1:00
 のように自動的に判断します。

【法内休出の休出時間は時間外超過対象から自動的に除く場合について】

法定内休日出勤時間と、法定外休日出勤時間の割増率を同じに設定している
ケースであっても法定内休日出勤時間は時間外超過の対象とならない為、分
けて管理をする必要があります。

しかし、休日出勤の時間そのものは法定内・法定外を分けて集計せず、時間外超過の計算上だけ分けて管理する場合に「勤務種類が法内休出の休出時間は時間外超過対象から自動的に除く」の設定を利用します。

例)

土曜日 勤務種類：法定外休日出勤 休出時間 8:00

勤務種類：法定外休日出勤 出勤時間 8:00
勤務種類：法定内休日出勤 休出時間 6:00

(土曜日と日曜日の休出時間は同じ集計枠に14:00として集計する設定)

この場合、勤務種類から、土曜日の法定外休日出勤での休出時間のみを自動的に時間外超過対象とし、日曜日の法定内休日出勤での休出時間を時間外超過対象外とするように判断します。

土曜日 勤務種類：法定外休日出勤 休出時間 8:00 → 時間外超過対象

勤務種類：法定内休日出勤 休出時間 6:00 → 時間外超過対象外